

建設工事における労働災害 防止の重点施策について



『安全見える化運動』

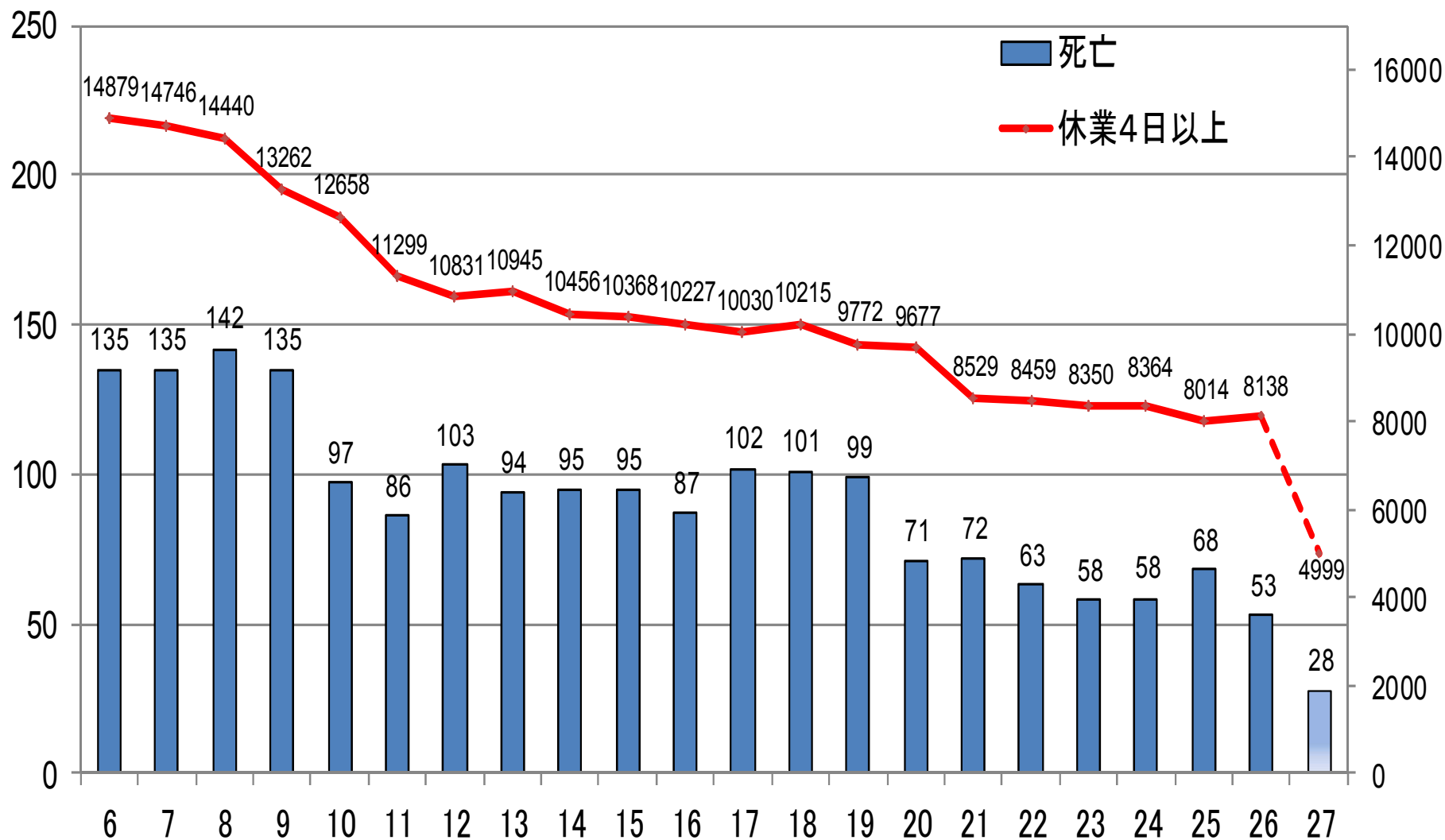
平成27年11月4日



ひと、暮らし、
みらいのために

大阪労働局 労働基準部 安全課

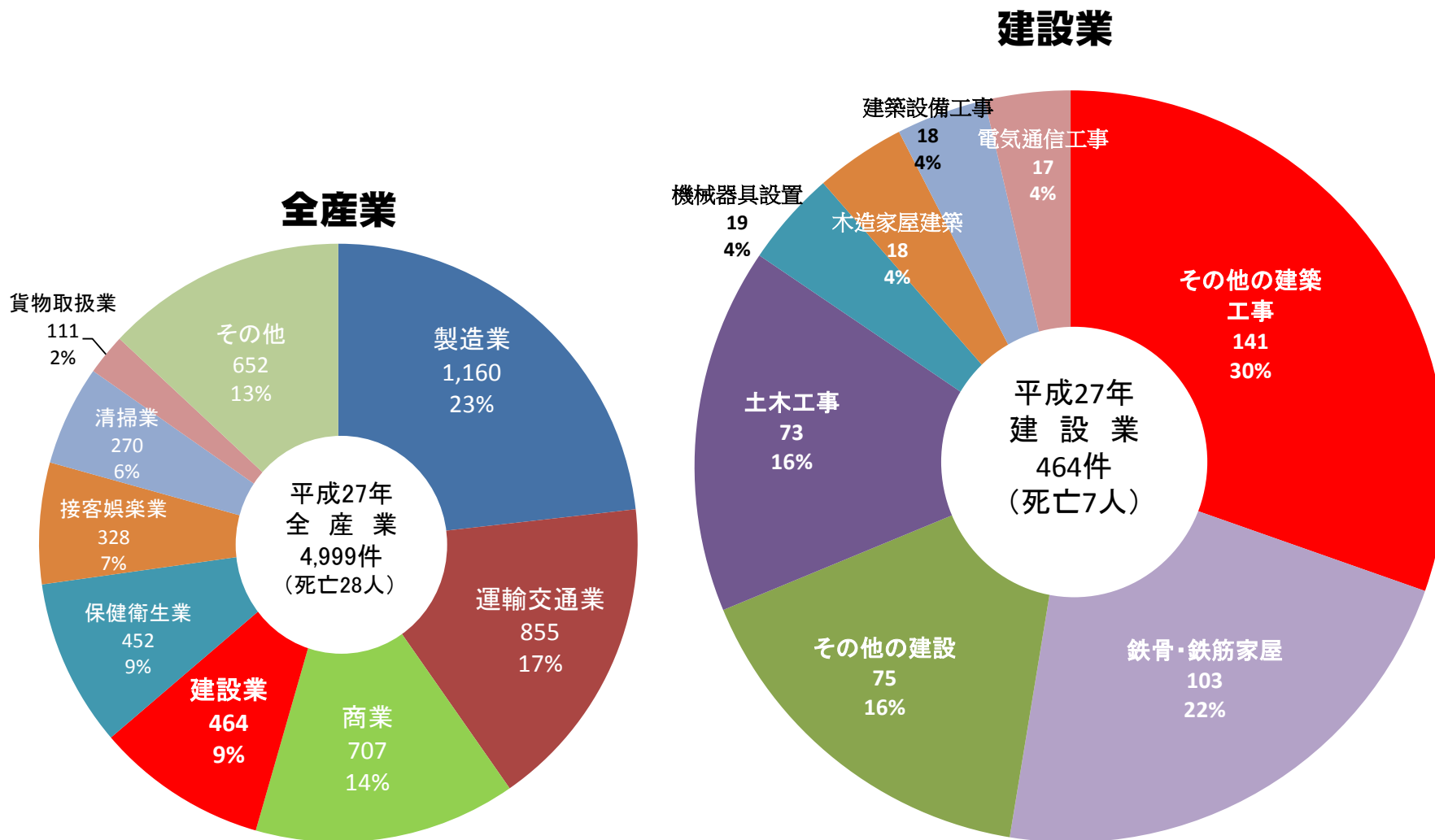
労働災害発生の推移（大阪）



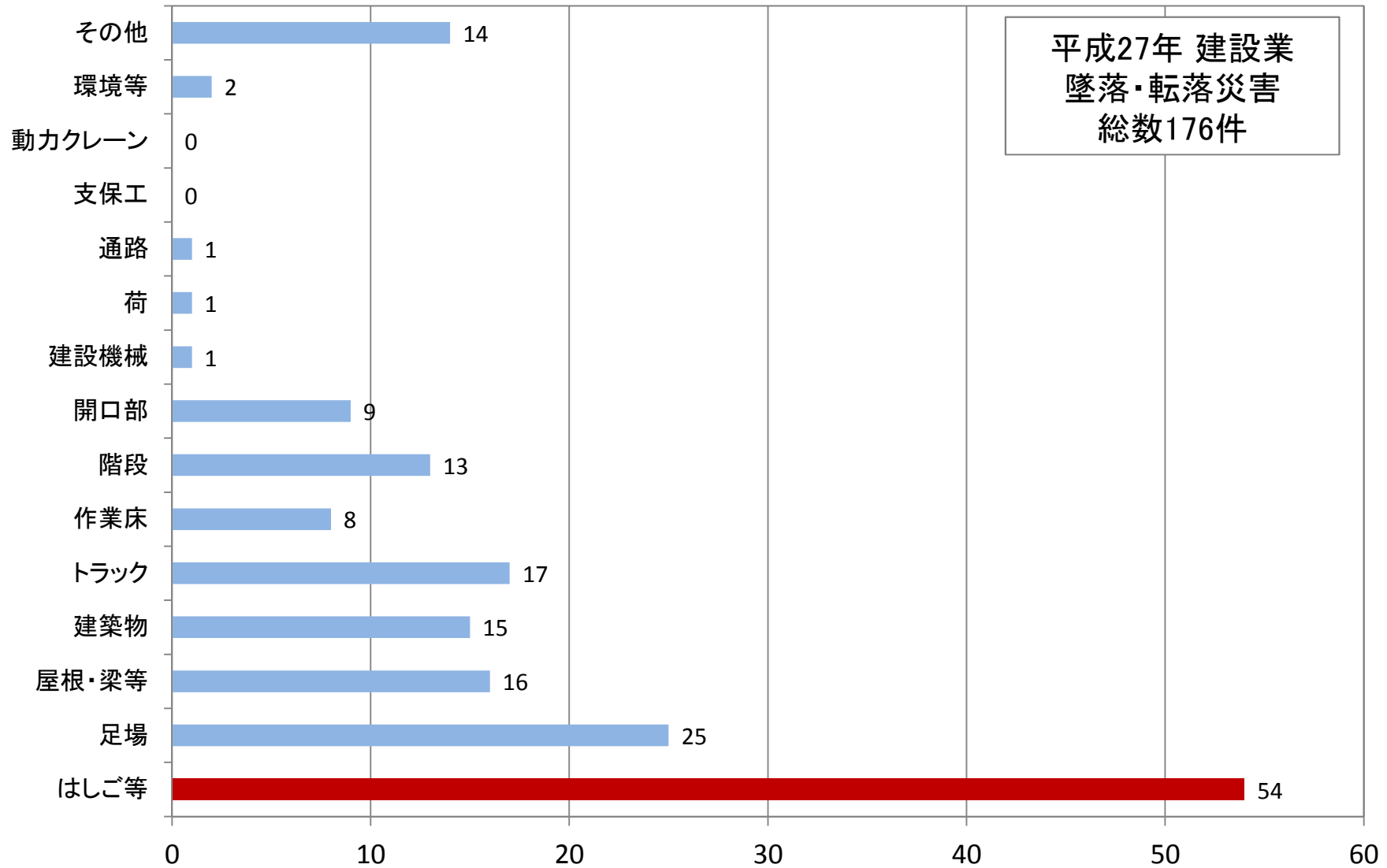
労働者死傷病報告による。（平成27年は9月30日現在の速報値）

業種別 労働災害発生状況（大阪）

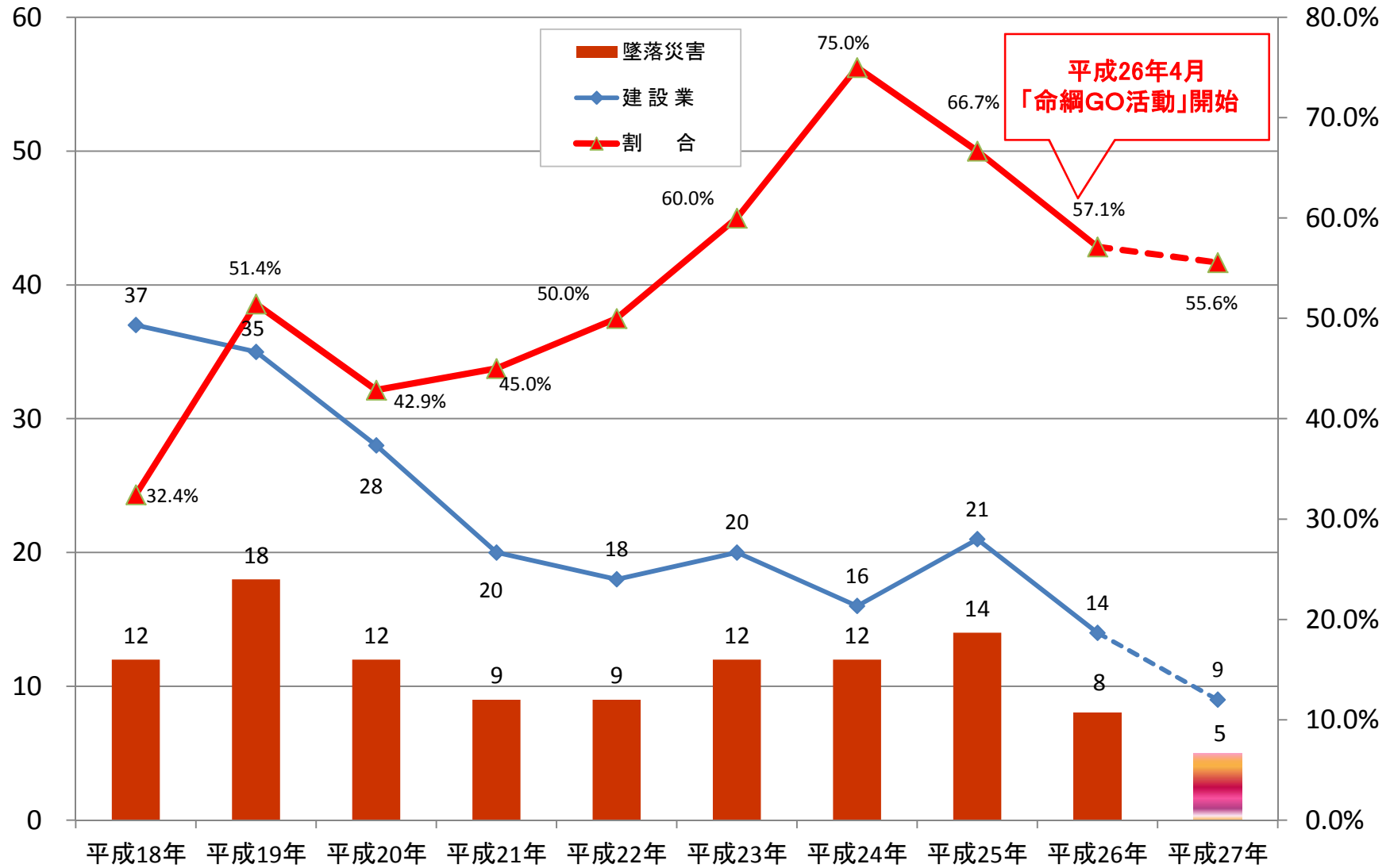
平成27年 休業4日以上之死傷災害



墜落場所（起因物）別 発生状況（建設業・大阪）



建設業の死亡災害における墜落災害の占める割合の推移



平成27年は10月20日現在の速報値

平成27年 建設業の死亡災害の概要 (大阪)

平成27年10月20日 現在

番号	発生日	業種	性別	年齢	職種	経験	事故の型	起因物	発生状況
1	1月	その他の 建築工事業 (030209)	男	50代	作業員	28年	墜落・転落	建築物 構築物	校庭の防球ネット改修工事において、ネットを支えるコンクリート製の支柱に登り、ネットと支柱上部の補強ワイヤーの取り外し作業を行っていた被災者が地上まで9m墜落した。
2	4月	木造家屋 建築工事業 (030202)	男	20代	土工	2年	崩壊・倒壊	地山 岩石	宅地造成現場において、被災者が高さ約6mの法面に掛けてあった養生シートの手直しを行い、その後、法面下の溝内で土砂をかき集める作業を行っていたところ、法面が崩壊し土砂の下敷きとなった。
3	5月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業 (030201)	男	60代	左官工	32年	分類不能	建築物 構築物	鉄筋コンクリート造の建築物新築工事において、2階のスラブコンクリート打設し、均し作業を行っていた被災者が、スラブコンクリート上に顔を半分うずめながら、うつ伏せに倒れているのを発見された。
4	7月	木造家屋 建築工事業 (030202)	男	40代	鉄筋工	27年	墜落・転落	はしご等	モデルルームの新築工事において、脚立に上り、高さ3.6mの鉄骨梁にボルトを用いて胴縁を取り付ける作業を行っていたところ、脚立から墜落した。
5	7月	木造家屋 建築工事業 (030202)	男	70代	大工	56年	墜落・転落	建築物 構築物	木造家屋新築工事において、火打梁(高さ約3m)の上で、母屋材の設置作業を行っていたところ、足を踏み外し墜落した。安全帯及び保護帽は着用していなかった。

平成27年 建設業の死亡災害の概要 (大阪)

平成27年10月20日 現在

番号	発生日	業種	性別	年齢	職種	経験	事故の型	起因物	発生状況
6	8月	その他の建築工事業 (030209)	男	40代	解体工	2年	高温・低温物との接触	高温・低温環境	鉄骨造4階建て建築物の解体撤去工事において、1次下請けの解体工として4階フロアの鉄骨の溶断及び引き倒し等の解体作業に従事していた。 16時30分頃、廃材片付けと清掃を行っていたところ倒れ、搬送された病院で熱中症により死亡した。
7	9月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業 (030201)	男	20代	鳶工	2年	墜落・転落	足場	集合住宅の外壁改修工事において、労働者2名が外部足場の落下防止柵の組立て作業を行っていたところ、当該労働者らが載っていた落下防止柵が崩壊し、両名とも墜落。1名が死亡、1名が負傷した。
8	9月	その他の土木工事業 (030199)	男	40代	土工	1年	崩壊・倒壊	建築物構築物	自社敷地内の雨水排水路補強工事において、コンクリート製の擁壁(縦約2m、横約1m、厚さ約30cm)を排水路内に立て、支保工で固定していたところ、支保工が折れ、排水路内で作業を行っていた労働者が下敷きとなった。
9	10月	その他の建設業 (030309)	男	60代	土工	15年	墜落・転落	開口部	鉄筋コンクリート造7階建ての建物の解体工事を行っていた。散水作業を行うため、7階へ移動しようと6階躯体内を通行していたところ、部材搬出用の開口部から地上まで約20m墜落した。

改正労働安全衛生規則の概要(趣旨・背景) (足場からの墜落防止対策の強化関係)

1. 趣 旨

足場からの墜落・転落災害の防止については、平成21年6月に労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)を改正し、足場等の墜落防止措置等の強化を図ってきた。その改正の際、施行後3年を目途に措置の効果把握し、その結果に基づき所要の措置を講ずることとされていたことから、「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」で検討を行い、その検討結果(平成26年11月)を踏まえ、必要な改正を行うものである。

2. 背 景

(1) 足場からの墜落災害発生状況の推移

- 足場からの墜落災害は長期的には減少傾向であったが、近年、増加傾向となっている。
- 死傷墜落転落災害における足場からの墜落災害の割合も、近年、増加傾向となっている。

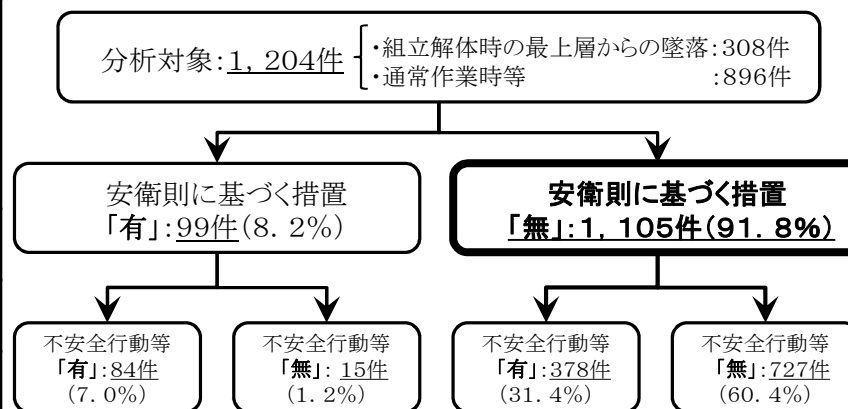
表 足場からの墜落災害発生状況の推移

	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
建設業全体	22,809 (594)	22,386 (508)	19,280 (430)	16,143 (365)	16,983 (342)	17,073 (367)	17,189 (342)
うち、① 墜落、転落	8,312 (260)	7,819 (190)	6,629 (172)	5,408 (159)	5,802 (154)	5,892 (157)	5,983 (160)
うち、② 足場から	1,521 (47)	1,398 (26)	1,133 (31)	713 (45)	847 (25)	853 (24)	958 (31)
②/① 割合(%)	18.3% 18.1%	17.9% 13.7%	17.1% 18.0%	13.2% 28.3%	14.6% 16.2%	14.5% 15.3%	16.0% 19.4%

(2) 安衛則に基づく墜落防止措置の実施状況

- 安衛則に基づく墜落防止措置が実施されていなかったものが約9割を占める。

図 安衛則に基づく墜落防止措置の実施状況



※ 平成21年度から平成23年度の足場からの墜落災害(休業4日以上の死傷災害)を分析したもの。

改正労働安全衛生規則 【足場の組立て等の作業】

第564条

事業者は、つり足場、張出し足場又は高さが2m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 組立て、解体又は変更の作業を行う区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。

三 (略)

四 足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業にあつては、墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講ずること。

イ 幅40cm以上の作業床を設けること。ただし、当該作業床を設けることが困難なときは、この限りでない。

ロ 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置を講ずること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

五 材料、器具、工具等を上げ、又は下ろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。ただし、これらの物の落下により労働者に危険を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 労働者は、前項第4号に規定する作業を行う場合において安全帯の使用を命ぜられたときは、これを使用しなければならない。

改正労働安全衛生規則 【足場の組立て等の作業】

改正の要点

<改正前>

つり足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業について、事業者は、墜落防止措置等(※)を講じなければならない。

※ 事業者が講じなければならない墜落防止措置等

イ 組立て等の時期等を作業に従事する労働者に周知させること

ロ 組立て等の作業を行う区域内の関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること

ハ 悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を禁止すること

ニ 足場材の緊結等の作業にあつては、幅20cm以上の足場板を設け、労働者に安全帯を使用させる等労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずること

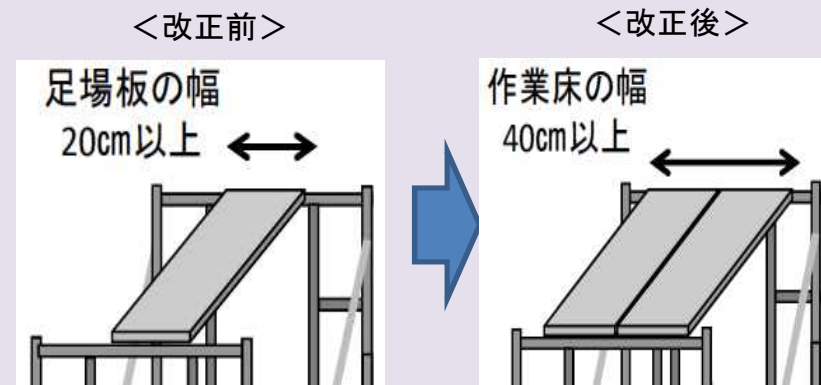
ホ 材料等を上げ、又はおろすときは、つり網等を労働者に使用させること

<改正後>

- ① 対象を高さ2m以上の構造の足場まで拡大する。
- ② 足場材の緊結等の作業を行うときは、次の措置を講ずることとする。

イ 幅40cm以上の作業床を設けること。

※ ただし、作業床を設けることが困難なときを除く。



- ロ 安全帯取付け設備等の設置及び安全帯を使用させる措置を講ずること。

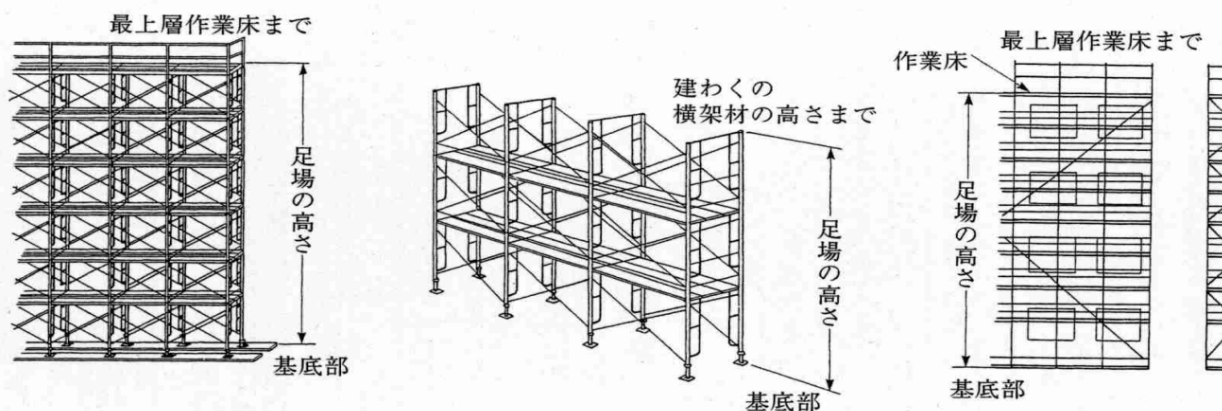
※ ただし、これらの措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときを除く。

改正労働安全衛生規則 【足場の組立て等の作業】

解釈例規

(平成27年3月31日付け 基発第0331第9号)

1. 第1項の「高さが2メートル以上の構造の足場」でいう足場の構造の高さは、
- ① 作業床が足場の最上層に設置されている場合には、基底部から最上層の作業床までの高さ
 - ② 作業床が足場の最上層に設置されていない場合には、基底部から、
 - ア わく組足場では、最上部の建わくの上端までの高さ
 - イ 単管足場等支柱式の足場では、最上部の水平材(布材等の主要部材)までの高さをいうこと。



(a) わく組足場

(b) 単管足場

図 2-2 足場の構造の高さの例

改正労働安全衛生規則【特別教育を必要とする業務】

第36条

法第59条第3項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

39 足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。)

足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育の追加

<改正前>

足場の組立て等の作業に従事する労働者に対する特別教育の義務はない。

<改正後>

足場の組立て等の作業に係る業務(地上又は堅固な床上での補助業務を除く。)を特別教育の対象とする。

解釈例規

(平成27年3月31日付け 基発第0331第9号)

「地上又は堅固な床上における補助作業」とは、地上又は堅固な床上における材料の運搬、整理等の作業をいうものであり、足場材の緊結及び取り外しの作業並びに足場上における補助作業は含まれないこと。

改正労働安全衛生規則 【特別教育の細目】

第39条

前2条及び第592条の7に定めるもののほか、第36条第1号から第13号まで、第27号、**第30号から第36号まで及び第39号**に掲げる業務に係る特別教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

改正の要点

(平成27年3月31日付け 基発第0331第10号)

労働者に対する特別の教育が必要な業務に、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。)が追加されたことに伴い、これらの業務に従事する労働者に対する特別教育について、学科教育の内容を規定したこと(第22条関係)。

特別教育の科目の省略

安衛則第37条の規定により、特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び経験を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができることとされている。この規定に基づき、次のとおり特別教育を省略することができるものであること。

- 1 次の各号に掲げる者は、特別教育の科目の全部について省略することができること。
 - (1) 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者
 - (2) 建築施工系とび科の訓練(普通職業訓練)を修了した者、居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練(高度職業訓練)を修了した者等足場の組立て等作業主任者技能講習規程(昭和47年労働省告示第109号)第1条各号に掲げる者
 - (3) とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者
 - (4) とび科の職業訓練指導員免許を受けた者

安全衛生特別教育規程

(足場の組立て等の業務に係る特別教育の新設)

安全衛生特別教育規程の一部を改正する告示・平27 厚生労働省告示114号

科目	範囲	時間	既従事者
足場及び作業の方法に関する知識	足場の種類、材料、構造及び組立図 足場の組立て、解体及び変更の作業の方法 点検及び補修 登り桟橋、朝顔等の構造並びにこれらの組立て、 解体及び変更の作業の方法	3時間	1.5時間
工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工事中設備及び機械の取扱い 器具及び工具 悪天候時における作業の方法	0.5時間	15分
労働災害の防止に関する知識	墜落防止のための設備 落下物による危険防止のための措置 保護具の使用方法及び保守点検の方法 感電防止のための措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法	1.5時間	45分
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間	30分

特別教育の科目の省略

適用日時点で、現に足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。)に従事している者(「既従事者」という。)については、改正後の安全衛生特別教育規程第22条に規定する足場の組立て等の業務に係る特別教育の科目に応じて、上表に掲げる時間とすることができること。(平成27年3月31日付け 基発第0331第10号)

改正労働安全衛生規則【特別教育を必要とする業務】

改正の要点

平成27年7月1日以降、足場の組立て、解体または変更の作業のための業務（地上または堅固な床上での補助作業※の業務を除く）に労働者を就かせるときは、特別教育が必要になります。

解 説

平成27年7月1日現在で、足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務に就いている方（既従事者）は、平成29年6月30日までの間は経過措置がありますので、この間に特別教育を行うようにしてください。（附則第2条関係）

Q & A

Q1. 特別教育の受講義務者の範囲は？（その1）

特別教育を実施しなければならない業務は、「足場の組立て、解体又は変更の業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）」と書かれていますが、組み立てる足場の高さは、2m以上の足場に限られるのでしょうか？

A1. 特別教育を実施しなければならない業務は、「足場の組立て、解体又は変更の業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）」であり、組立て等を行う**足場の形状、種類及び高さに関係なく**、一側足場や単管足場を含めたすべての足場となります。また、ローリングタワーも足場に該当するため対象となります。

改正労働安全衛生規則【特別教育を必要とする業務】

Q & A

Q2. 特別教育の受講義務者の範囲は？(その2)

A2. 特別教育を実施しなければならない業務は、「足場の組立て、解体又は変更の業務(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。)」であり、組立て等を行う足場の形状、種類及び高さに関係なく、一側足場や単管足場を含めたすべての足場となります。また、ローリングタワーも足場に該当するため対象となります。

また、脚立、移動はしご及び作業台については、これを単体で使用する場合には足場ではありませんが、脚立を支持物として足場板を掛け渡す場合は、足場に該当するため対象となります。

Q3. 特別教育の受講義務者の範囲は？(その3)

「作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備(足場の構造部材である場合を含む。)を取り外す場合又は当該設備を原状に復す場合には、局所的に行われ、これにより足場の構造に大きな影響がないことが明らかであって、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき。」は特別教育不要だと思いますが、取り外した部材を躯体へ仮置きする場合はどのような取扱いになりますか？

A3. 躯体へ仮置きする場合も、「足場の部材の上げ下ろし」に該当しますので、特別教育の対象になります。

また、足場上で部材を取り外し、それを同一足場上で同僚に受け渡しする場合、36条解釈例規の「材料の運搬、整理等の作業」を足場上で行っていることとなりますので、特別教育の対象になります。

改正労働安全衛生規則【特別教育を必要とする業務】

Q & A

Q4. 既従事者に対し事業者が証明する書面の交付は必要か？

平成27年7月1日現在で、足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務に就いている方(既従事者)は、平成29年6月30日までの間に特別教育を受講すれば良いという経過措置がありますが、その方が既従事者であることを証明する書面を所持させることが必要でしょうか？

A4. 平成27年7月1日現在で、足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務に就いている方を特定するため、何らかの証明が必要です。しかし、今回の改正規則条文や施行通達でも定められておりません。

したがって、**任意の書式**で構いませんので、事業者が証明を行い、既従事者に所持させることをお願いします。

右の書式を参考として下さい。

従事経験証明書	
氏名 _____	は、平成27年6月30日現在において、足場の組立て、解体又は変更等の業務に従事していたことを証明します。
事業者	印

改正労働安全衛生規則【足場についての措置】

第655条

注文者は、法第31条第1項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後においては、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

イ (略)

ロ 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態

ハ (略)

ニ 足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無

ホ 幅木等の取付状態及び取り外しの有無

へ～チ (略)

リ 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能

三 (略)

2 (略)

改正労働安全衛生規則 【足場についての措置】

改正の要点

＜改正前＞

特定事業の仕事を自ら行う注文者が請負人の労働者に足場又は作業構台を使用させる場合であつて、強風等の悪天候、中震以上の地震の後においては、足場又は作業構台における作業を開始する前に、当該足場の状態等について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

＜改正後＞

足場又は作業構台の組立て、一部解体又は変更の後においても、足場又は作業構台における作業を開始する前に、当該足場の状態等について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理することとする。

解釈例規

（平成27年3月31日付け 基発第0331第9号）

第1項第2号の「一部解体若しくは変更」には、建わく、建地、交さ筋かい、布等の足場の構造部材の一時的な取り外し若しくは取付けのほか、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート、朝顔等の一時的な取り外し若しくは取付けが含まれること。ただし、次にいずれかに該当するときは、「一部解体若しくは変更」に含まれないこと。

- ① 作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備（足場の構造部材である場合を含む。）を取り外す場合又は当該設備を原状に復す場合には、局所的に行われ、これにより足場の構造に大きな影響がないことが明らかであつて、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき。
- ② 足場の構造部材ではないが、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート等の設備を取り外す場合又は当該設備を原状に復す場合であつて、足場の上げ下ろしが伴わないとき。

改正労働安全衛生規則 【作業床】

第563条

事業者は、足場(一側足場を除く。第3号において同じ。)における高さ2メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない。

一 (略)

二 つり足場の場合を除き、幅、床材間のすき間及び床材と建地との隙間は、次に定めるところによること。

イ 幅は40cm以上とすること。

ロ 床材の隙間は3cm以下とすること。

ハ 床材と建地との隙間は12cm未満とすること。

三 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に掲げる足場の種類に依じて、それぞれ次に掲げる設備(丈夫な構造の設備であって、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。以下「足場用墜落防止設備」という。)を設けること。

イ わく組足場(妻面に係る部分を除く。ロにおいて同じ。)

次のいずれかの設備

(1) 交さ筋かい及び高さ15cm以上40cm以下の棧若しくは高さ15cm以上幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備

(2) 手すりわく

ロ わく組足場以外の足場 手すり等及び中棧等

改正労働安全衛生規則 【作業床】

解釈例規

(平成27年3月31日付け 基発第0331第9号)

1. (1) 第1項第2号及び第2項関係

ア 第1項第2号ハは、大臣規格において、床付き布わくの床材の幅は24cm以上とされていることから、はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が24cm以上であれば、さらに床材を敷き、床材と建地との隙間を塞ぐことが可能であることを踏まえ、可能な限り床材と建地との隙間を塞ぐことを目的に、それ以上追加的に床材を敷くことができなくなるまで床材を敷くようにするための要件を定めたものであること。

イ 第1項第2号ハの「**床材と建地との隙間**」とは、**建地の内法から床材の側面までの長さ**をいい、足場の躯体側及び外側の床材と建地との隙間がそれぞれ12cm未満である必要があること。なお、**床材が片側に寄ること**で**12cm以上の隙間が生じる場合には、床材と建地との隙間の要件を満たさないこと**となるため、床材の組み合わせを工夫する、小幅の板材を敷く、床材がずれないように固定する、床付き幅木を設置する等により常に当該要件を満たすようにすること。

ウ 第1項第2号ハの規定は、**床材と建地との隙間に、垂直又は傾けて設置した幅木は、作業床としての機能を果たせないため**、当該幅木の有無を考慮せずに、床材と建地との隙間を12cm未満とする必要があること。なお、床付き幅木は、当該幅木の床面側の部材は床材であること。

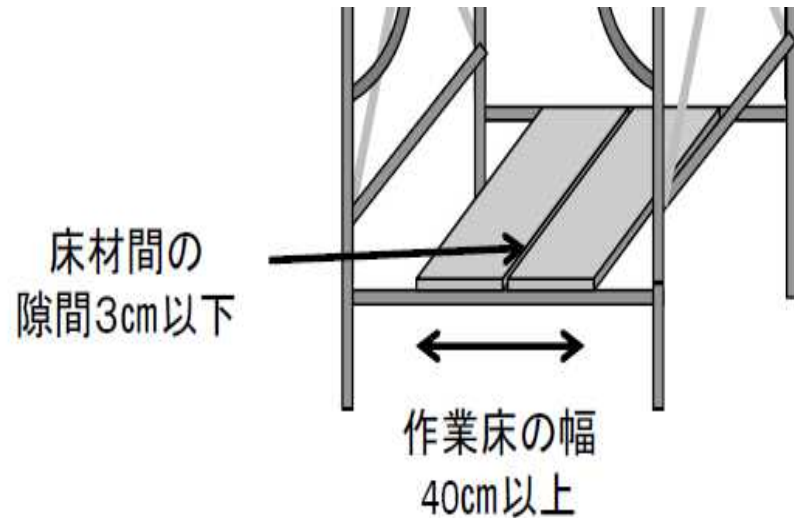
改正労働安全衛生規則 【作業床】

解説

床材と建地との隙間

足場での高さ2 m以上の作業場所に設ける作業床の要件として、**床材と建地との隙間を12cm未満**とすることを追加しました。
(一側足場、つり足場を除く)

【従来からの規定】



【今回改正で追加した規定】



「建地の内法から床材の側面までの長さ」

改正労働安全衛生規則附則

【足場の作業床に関する経過措置】

附則第3条

はり間方向における建地の内法幅が64cm未満の足場の作業床で、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、この省令の施行際（平成27年7月1日）に現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り新安衛則第563条第1項第2号ハの規定は適用しない。

解釈例規

（平成27年3月31日付け 基発第0331第9号）

足場の作業床に関する経過措置（附則第3条関係）

- ア 「現に存する」とは、現に使用されていること及び製造が完了しているが、まだ使用されていないことをいうこと。
- イ 「現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合」とは、床材及び腕木の両方に現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合をいうこと。
- ウ 足場の一部の作業床が本条に該当する場合には、当該作業床に限って安衛則第563条第1項第2号ハの規定を適用しない趣旨であること。

改正労働安全衛生規則附則 【足場の作業床に関する経過措置】

解 説

くさび緊結式足場で使用する踏板は、「緊結部付床付き布枠」（あるいは緊結部付床材）に分類されます。

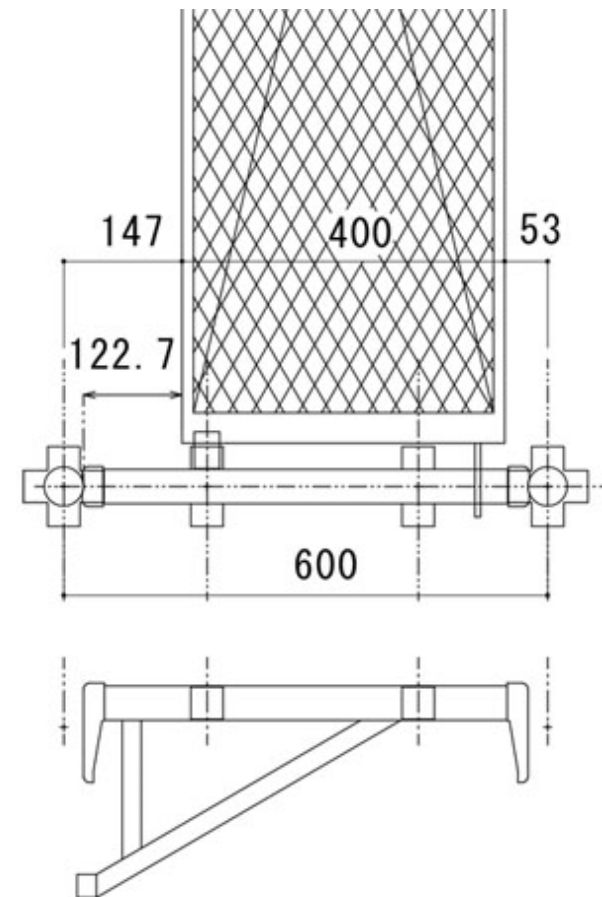
くさび緊結式足場の一部の部材は、建地の中心間の寸法60cmのブラケットに40cm幅の踏板を設置するとき、建物側に近くなるように設計されています。

右図のように、くさび緊結式足場の一部の部材の緊結部付床材は、今回の安衛則改正で求められる12cm未満の要件をわずかに(2、3mm)充足していません。

12cm未満の要件には、経過措置が設けられています。「はり間方向における建地の内法幅が64cm未満の足場の作業床であって、床材と腕木の緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、この省令の施行の際、現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り適用しない。」

(附則第3条)

つまり、くさび緊結式足場の一部の部材を60cmのブラケットを用いて組み立てる場合、6月30日までに製造されたものであれば適用を免れるということになります。ただし、90cm以上の長さの腕木材を用いた場合は、この例外措置がないことに留意願います。



改正労働安全衛生規則 【作業床】

第563条

四・五(略)

六 作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ10cm以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備(以下「幅木等」という。)を設けること。

ただし、第3号の規定に基づき設けた設備が幅木等と同等以上の機能を有する場合又は作業の性質上幅木等を設けることが著しく困難な場合若しくは作業の必要上臨時に幅木等を取り外す場合において、立入区域を設定したときは、この限りでない。

2 前項第2号ハの規定は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、床材と建地との隙間が12cm以上の箇所に防網を張る等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、適用しない。

一 はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が24cm未満の場合

二 はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を24cm未満とすることが作業の性質上困難な場合

改正労働安全衛生規則 【作業床】

解釈例規

(平成27年3月31日付け 基発第0331第9号)

エ 第2項は、はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が24cm未満の場合(第1号)には、床材を一方の建地に寄せて設置し、建地と床材との隙間が12cm以上になる場合であっても、大臣規格に適合する床付き布わくを追加して設置できないこと、曲線的な構造物に近接して足場を設置する場合等、はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を24センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合(第2号)があることから、これらのいずれかの場合であって、建地と床材との隙間が12cm以上の箇所を防網等床材以外のもので塞ぐ等の墜落防止措置を講じたときには、第1項第2号ハの規定は適用しないこととしたものであること。

オ 第2項の「防網を張る等」の「等」には、十分な高さがある幅木を傾けて設置する場合及び構造物に近接している場合等防網を設置しなくても、人が墜落する隙間がない場合を含むものであること。

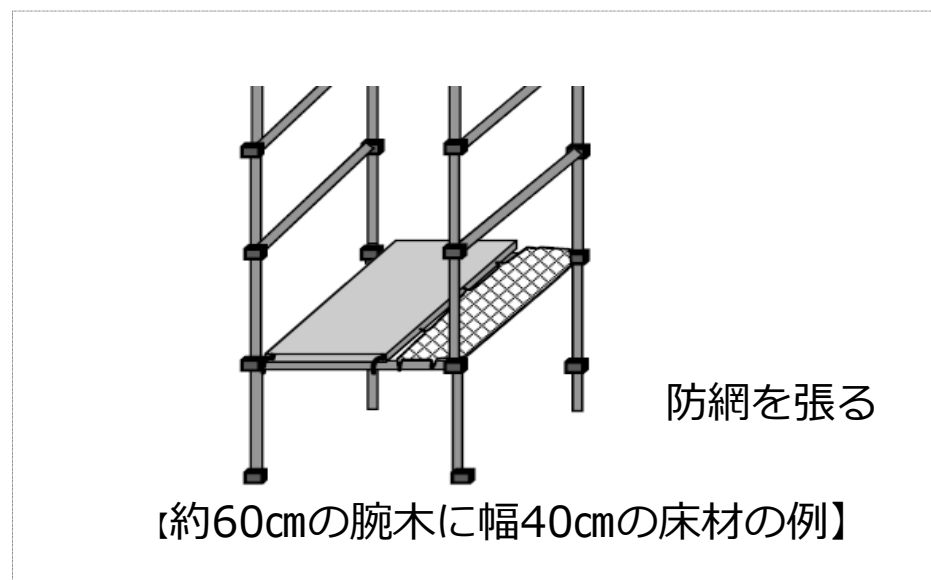
2. 第1項第3号関係

本号は、旧安衛則第563条第1項第3号の構成を変更しているが、ただし書を削除したことを除き、趣旨に変更はないこと。

改正労働安全衛生規則 【作業床】

解 説

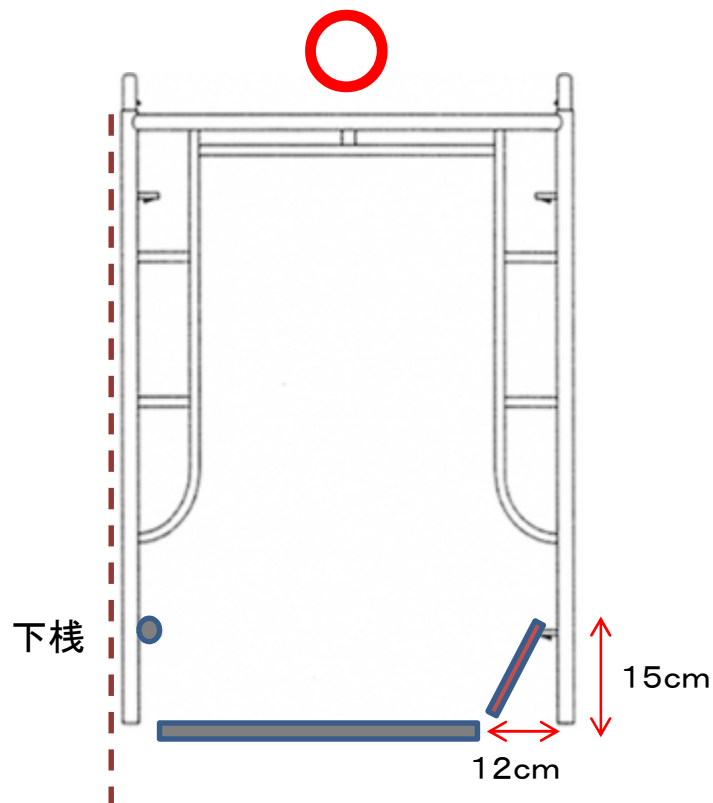
1. 床材が片側に寄ることによって12cm以上の隙間が生じる場合には、床材と建地との隙間の要件を満たさないため、床材の組み合わせを工夫する、小幅の板材を敷く、床材がずれないように固定する、床付き幅木を設置するなどにより、常にこの要件を満たすようにする必要があります。
2. 床材と建地との隙間に、垂直または傾けて設置した幅木は、作業床としての機能を果たせないため、この幅木の有無を考慮せずに、床材と建地との隙間を12cm未満とする必要があります。なお、床付き幅木の場合、床面側の部材は床材になります。



改正労働安全衛生規則 【作業床】

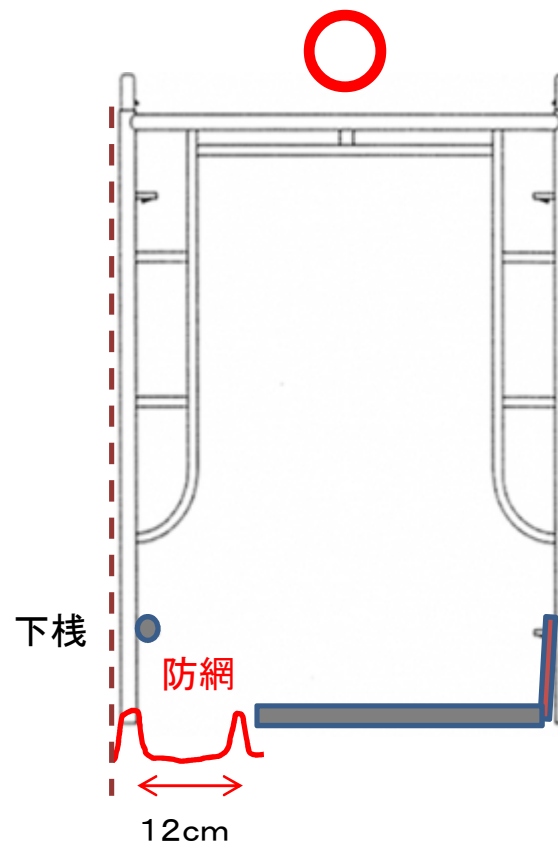
解 説

床材と建地の隙間の和が24cm未満であつて、
床材と建地の隙間が12cm以上のもの



幅木を傾けても可
但し、幅木の垂直高さは15cm以上必要

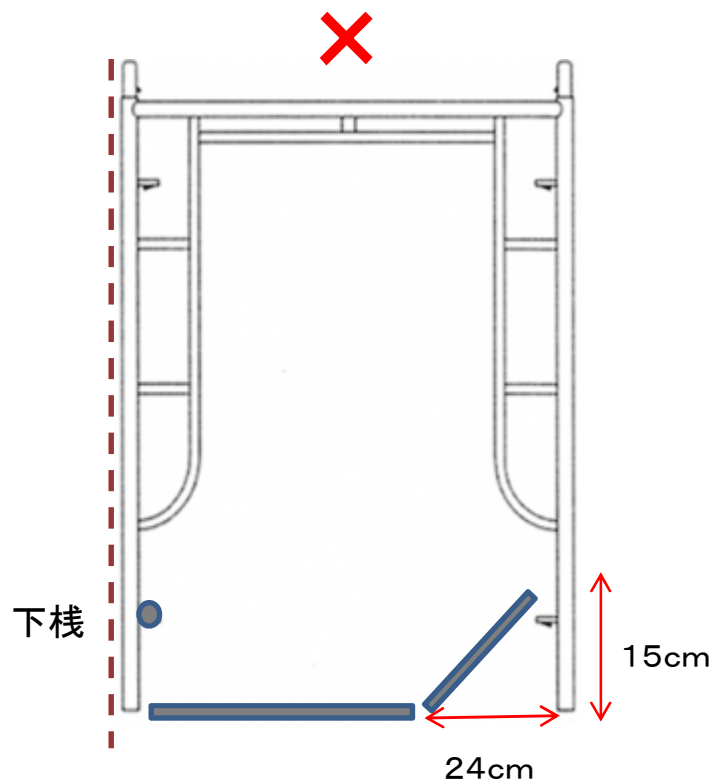
床材と建地の隙間の和が24cm未満であつて、
床材と建地の隙間が12cm以上のもの



改正労働安全衛生規則 【作業床】

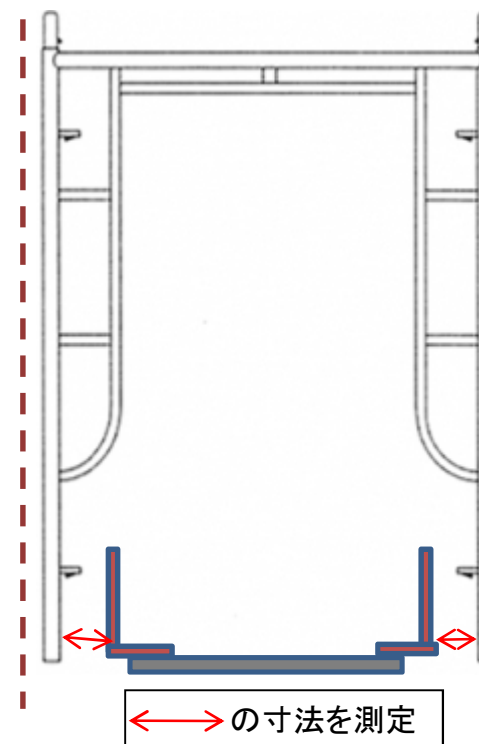
解説

床材と建地の隙間の和が24cm以上であって、
床材と建地の隙間が12cm以上のもの



幅木、防網等では不可。必ず24cm以上の床材を設けること。(幅木は床とは見なさない。)

参考



幅木と床材が一体となった構造のものは床材とみなされます。

改正労働安全衛生規則 【作業床】

第563条

- 3 第1項第3号の規定は、作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。
- 一 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
 - 二 前号の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。
- 4 第1項第5号の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
- 一 幅が20cm以上、厚さが3.5cm以上、長さが3.6m以上の板を床材として用い、これを作業に応じて移動させる場合で、次の措置を講ずるとき。
 - イ 足場板は、3以上の支持物に掛け渡すこと。
 - ロ・ハ(略)
 - 二(略)
- 5 事業者は、第3項の規定により作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外したときは、その必要がなくなった後、直ちに当該設備を原状に復さなければならぬ。

改正労働安全衛生規則 【作業床】

解釈例規

(平成27年3月31日付け 基発第0331第9号)

3. 第3項関係

- ア 第1号の「安全帯を安全に取り付けるための設備等」の「等」には、建わく、建地、取り外されていない手すり等を、安全帯を安全に取り付けるための設備として利用することができる場合が含まれること。
- イ 第1号の「安全帯」は、令第13号第3項第28号の安全帯に限る趣旨であり、安全帯の規格(平成14年厚生労働省告示第38号)に適合しない命綱を含まないこと。
- ウ 第1号により、事業者が労働者に安全帯を使用させるときは、安衛則第521条第2項に基づき、安全帯及びその取付け設備等の異常の有無について、随時点検しなければならないこと。
- エ 第1号の「これと同等以上の効果を有する措置」には、墜落するおそれのある箇所¹に防網を張ることが含まれること。
- オ 第2号の「関係労働者」には、足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な箇所又は作業の必要上臨時に取り外す箇所において作業を行う者及び作業を指揮する者が含まれること。

改正労働安全衛生規則 【作業床】

第563条

- 6 労働者は、第3項の場合において、安全帯の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

解釈例規

(平成27年3月31日付け 基発第0331第9号)

4. 第6項関係

旧安衛則第563条第3項の「安全帯等」を「安全帯」としたものであり、令第13号第3項第28号の安全帯に限る趣旨であること。

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱

厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の一層の防止のため、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」(平成24年2月9日付け基安発0209第2号)を平成27年5月20日付け基安発0520第1号で改正しました。

ここでは、安衛則に定められている法定の墜落防止措置以外の実施していただきたい事項をまとめています。

足場の点検は、十分な知識・経験を有する方で、組立てなどの作業の当事者以外の方が行いましょう

事業者や注文者が行う足場の組立て、一部解体または一部変更の後の点検は、

1. 足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している方
2. 労働安全コンサルタント(試験の区分が土木または建築である方)など労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参画者」に必要な資格がある方
3. 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた方など、十分な知識・経験がある方によって、チェックリストに基づき点検を行いましょ。う。
4. 足場の組立てなどの作業に直接従事した以外の方が行うことで、客観的で的確なものとしましょ。う。

足場の種類別点検チェックリスト（例）

（資料）

足場等の種類別点検チェックリストー（ ）足場用ー（注1）

足場等点検チェックリスト

工事名（ ） 工期（ ～ ）（注2）
 事業場名（ ）
 点検者職氏名（ ）（注3）
 点検日 年 月 日
 点検実施理由（悪天候後、地震後、足場の組立後、一部解体後、変更後）（注4）
 足場等の用途、種類、概要（ ）（注5）

点検事項(注6)	点 検 の 内 容(注7)	良否(注8)	是日内容(注9)	確認(注10)
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態				
2 建地、布、腕木等の繋結部、接続部及び取付部の緩みの状態				
3 繋結材及び繋結金具の損傷及び腐食の状態				
4 足場用墜落防止設備の取外し及び脱落の有無(注11)				
5 幅木等(物体の落下防止措置)の取付状態及び取外しの有無				
6 脚部の沈下及び滑動の状態				
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無				
8 建地、布及び腕木の損傷の有無				
9 突りよるとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能				

（注1）

本表は、チェックリストの様式の例を示したものであるが、チェックリストは、わく組足場、単管足場、くさび繋結式足場、張出し足場、つり足場、棚足場、移動式足場等足場の種類に応じたものを作成すること。また、作業構台、架設通路に関してもその構造や用途に応じたチェックリストを作成すること。

（注2）

工期は契約工期ではなく、実際の工期を記入すること。なお、点検結果等の保存については、労働安全衛生規則第567条第3項、第575条の8第3項、第655条第2項及び第655条の2第2項において、足場又は作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間となっていることに留意すること。

（注3）

点検の実施者は、足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者、労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成担当者」に必要な資格を有する者、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等十分な知識・経験を有する者から指名すること。

（注4）

点検の実施理由は、労働安全衛生規則第567条第2項及び第665条第2項に規定されている強風、大雨、大雪等の悪天候、中震以上の地震、足場の組立て後、一部解体後、変更後のいずれに該当するか詳細も含めて記入すること。また、定期に点検を行う場合もその内容を記入すること。

（注5）

足場等の用途、種類、概要欄は、外装工事用わく組足場、内装工事用移動式足場、船舶塗装用つり棚足場等、その用途や構造が明らかになるような名称を記入するとともに、足場の大きさ（高さ×幅、層数×スパン数）及び設置面等の概要も記入すること。

（注6）

点検事項は、労働安全衛生規則第567条第2項の第1号から第9号及び第665条第2項の第1号から9号までの各号に規定されている事項は最低限列挙すること。また、この法定事項以外に、足場計画通りの確認、昇降設備関係、最大積荷重表示等の事項も点検対象に加えることも考えられること。

（注7）

点検の内容は、別表「点検の内容例」のように、上記点検事項に係る点検を確実に実施するための具体的な内容であり、その内容は、事業者、注文者、仮設機材メーカー等と協議して定めること。その際、労働災害防止団体等が作成している同様のチェックリスト等を参考とすることが望ましいこと。

（注8）

点検結果の良否については、足場の該当箇所が明らかになるよう記載すること。

（注9）

是正内容については、是正箇所、是正方法、是正した期日を明らかにすること。

（注10）

是正の確認は、点検者のみならず、管理者、事業者又はそれに代わる者も行うこと。

（注11）

手すり、中さん等の足場用墜落防止設備の点検に当たっては、単に取り外しや脱落の有無だけでなく、その取付け状態が適切であるか、入念に点検する必要があること。

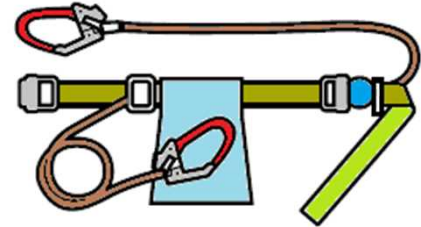


命綱GO活動

いのちつなごうかつどう

～ 命綱使ってつなGO大切な命～

主な実施事項（元方事業者）



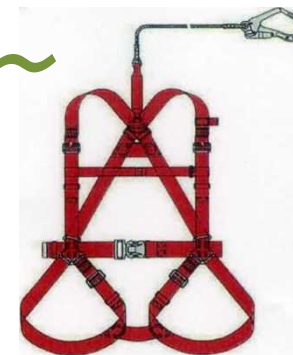
- ア 安全帯着用確認
建設現場へ入場する際、安全帯を着用しているか確認する。
- イ 安全帯使用確認
適宜作業場所を巡視し使用状況を確認する。
- ウ 安全帯の点検
安全帯の点検状況を確認し適正な安全帯を使用するよう指導する。
- エ 危険体感教育の実施
危険を体感させるようなビジュアル教育を実施する。
- オ 親綱設置
規格を具備した親綱を適正に設置する。
- カ 作業手順の見直し
安全帯を確実に使用するための作業手順書を作成し周知する。

命綱GO活動

いのちつなごうかつどう

～ 命綱使ってつなGO 大切な命 ～

主な実施事項
(安全帯を使用する労働者とその事業者)



ア 安全帯着用活動

建設現場に入場する際は必ず安全帯を着用することを送り出し教育に盛り込む。

イ 安全帯使用活動

作業に見合った安全帯を選定し使用する。足場の組立て・解体及び鉄骨建て方作業には二丁掛けハーネス型を基本とする。

ウ 安全帯点検活動

胴ベルト、ランヤード、フック、カラビナ等の損傷の有無を確認し不備なものは使用しない。

エ 作業手順の見直し

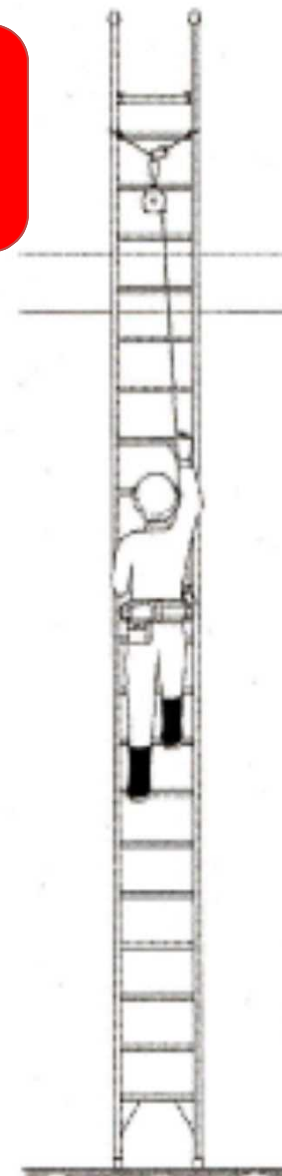
元方事業者と連携し、安全帯を確実に使用するための作業手順書を作成し関係労働者に周知する。労働者は作業手順を遵守する。

墜落・転落災害防止対策

はしごは昇降するための用具です
これに登っての作業はやめましょう

はしご昇降時の安全帯の使用事例

- ① はしごの下部を補助者が支える。
- ② 安定した水平な場所に設置する。
- ③ 変形したはしごは使用しない。
- ④ はしごの立てかけ角度は約75度にする
こと。
- ⑤ はしごの先端は屋根の軒先より60cm以
上突き出す。



墜落・転落災害防止対策

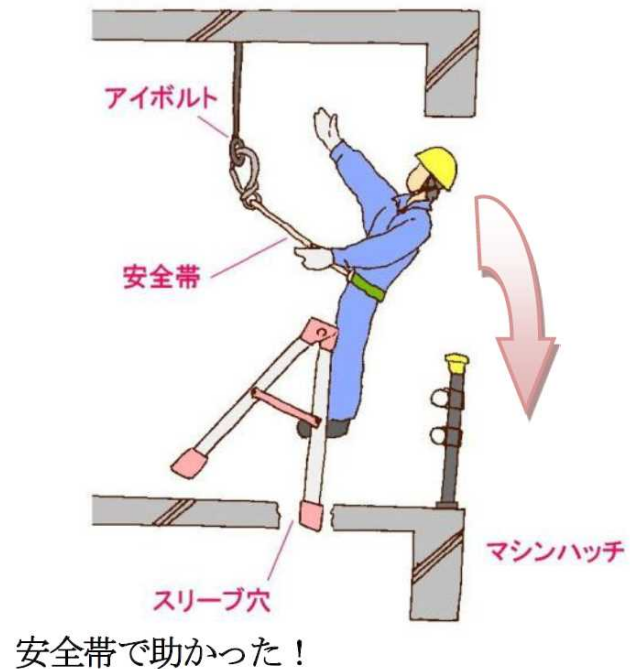
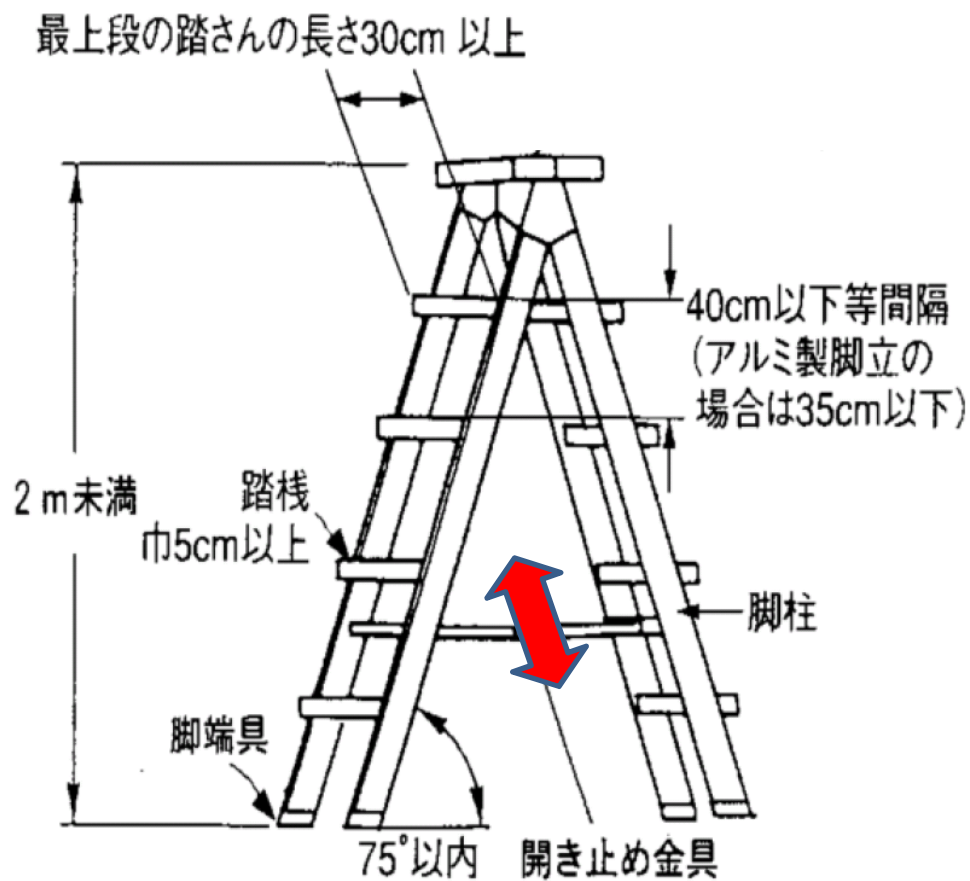
たかが脚立と侮るな！

作業中バランスを崩す要因の排除
転落後、重篤化する要因の排除

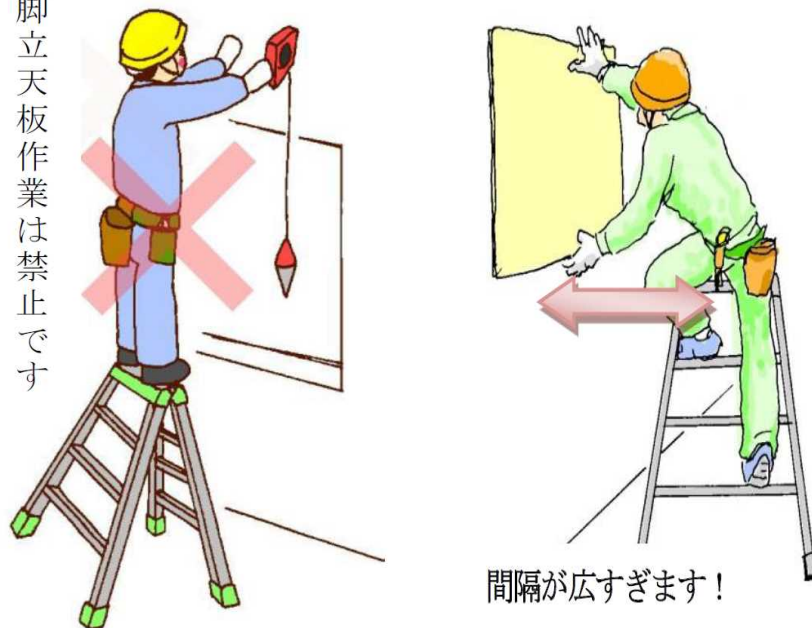
- ① 手に物を持って昇降していませんか？
- ② 身を乗り出して作業していませんか？
- ③ 脚立を降りるとき、飛び降りていませんか？
- ④ 傾斜地や濡れた地面で作業していませんか？
- ⑤ 天板の上に乗って作業していませんか？

適正な脚立の構造

(参考) 仮設工業会「仮設機材認定基準とその解説」より



脚立天板作業は禁止です



墜落・転落災害防止対策



A社では 脚立は許可制

- ①2m以上の長尺脚立は原則使用禁止とする。
- ②2m以上の高所危険作業で安全帯が使用できない場合は全面使用禁止とする。
- ③やむを得ず使用する場合は、足場が設置できない狭小部のみに限定し、届出制とする。



作業所長(統括安全衛生責任者)がその都度、使用の可否を判断し承認する

いのちつなごう
命綱 GO 活動
 スローガン
「命綱 使って つなGO 大切な命」

安全帯の正しい装着使用時チェックポイント

フック
 かぎ部の内側
 頭部に傷は
 外側に傷は

胴締ベルト
 損傷は
 焼損は
 両耳の摩耗は

バックル
 外れ止め装置の
 働きは
 全体的な赤さびは
 締め具合は



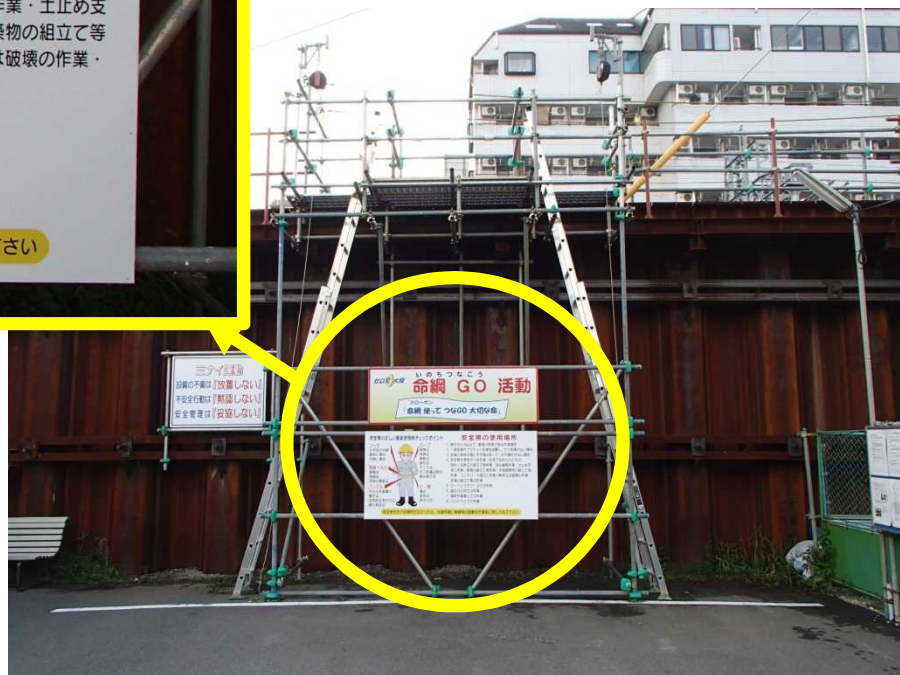
ロープ
 破損は
 焼損は
 摩耗は
 硬化は
 キックは
 さつま編込部の
 緩み抜けは

D 環
 傷は
 変形は
 赤さびは

安全帯の使用場所

1. 高さが2m以上で、墜落の危険がある作業場所
2. 一側足場やブラケット足場を設置し、かつ手摺のない場所
3. 足場と躯体の間にすき間があって、水平養生がない場所
4. 安全帯を使用すべき作業（法令で定められたもの）
 型わく支保工の組立て等作業・地山掘削作業・土止め支保工作業・鉄骨の組立て等作業・木造建築物の組立て等作業・コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業・足場の組立て等の作業
5. ローリングタワー上での作業
6. 脚立の上段での作業
7. 高所作業車上での作業
8. ゴンドラ上での作業

安全帯をかける場所がなかったら、元請係員に親綱等の設置を作業前に申し入れて下さい





平成27年度



『安全見える化運動』

趣 旨

ゼロ災・大阪「安全見える化運動」は「災害ゼロ・疾病ゼロの大阪」を実現することを究極の目標として、労働災害の防止、重傷災害の撲滅に向け、働く者すべてがそれぞれの立場で健康が確保され安全・安心な職場の実現を目指し、自主的に安全衛生活動を実践する職場風土と安全文化を構築していくための啓発活動です。

この運動は、平成25年度を初年度とする大阪労働局労働災害防止推進計画の目標を達成するため、安全の見える化の普及促進を図り、工場、現場、事務所、店舗などの職場に潜む危険や安全衛生活動等を積極的に目に見える形にすることにより、労使の自主的な労働災害防止活動を促進し、健康が確保され安全・安心な職場の実現を図ろうとするものです。

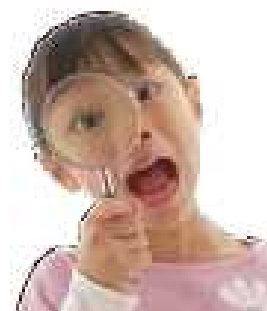
このため、大阪労働局、管内各労働基準監督署、各労働災害防止団体及び関係者が連携し、積極的に本運動を展開しています。

スローガン 『見ること「気づき」から「考動」へ』

職場において、「見ること」がきっかけとなって、心の中に「気づき」が生まれ、見える前とは異なる、より安全を優先する「眼考」や「行動」につながります。このような観点から、本スローガンにより『安全見える化運動』を展開しています。

 **期 間** 平成25年度から5年間

 **主催者** 大阪労働局及び管内各労働基準監督署



『安全見える化運動』



『安全見える化運動』

重機の死角 0.1バックホー

～運転席から見える範囲～

オペからは前方以外死角です!!

左後方 左前方 前方 右前方 右後方 後方

重機の死角 0.7バックホー

～運転席から見える範囲～

オペからは前方以外死角です!!

左後方 左前方 前方 右前方 右後方 後方

何かがあるよ。見えていません！
デブー
変換（以下この
新機掘り係の
所長 竹田 全純

重機の死角 アーストリル

～運転席から見える範囲～

オペからは前方以外死角です!!

左後方 左前方 前方 右前方 右後方 後方

何かがあるよ。見えていません！
一歩掘り
作図しよう！
新機掘り係の
所長 竹田 全純

重機の死角 クローラークレーン

～運転席から見える範囲～

オペからは前方以外死角です!!

左後方 左前方 前方 右前方 右後方 後方

「安全見える化運動」



正しい保護具 ショールーム



平均台で体調確認

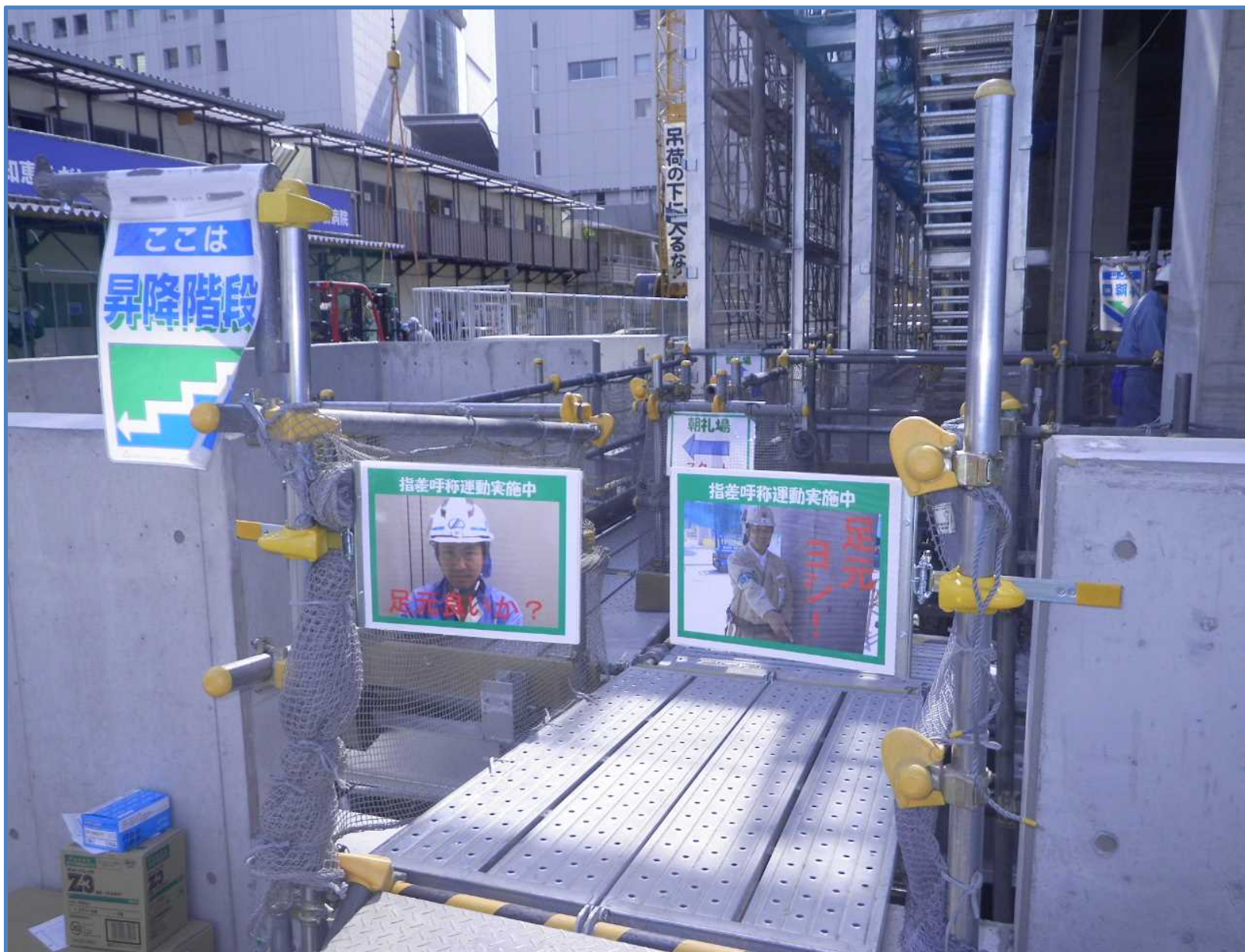


立ち馬作業 ショールーム



分電盤使用 ショールーム

「安全見える化運動」

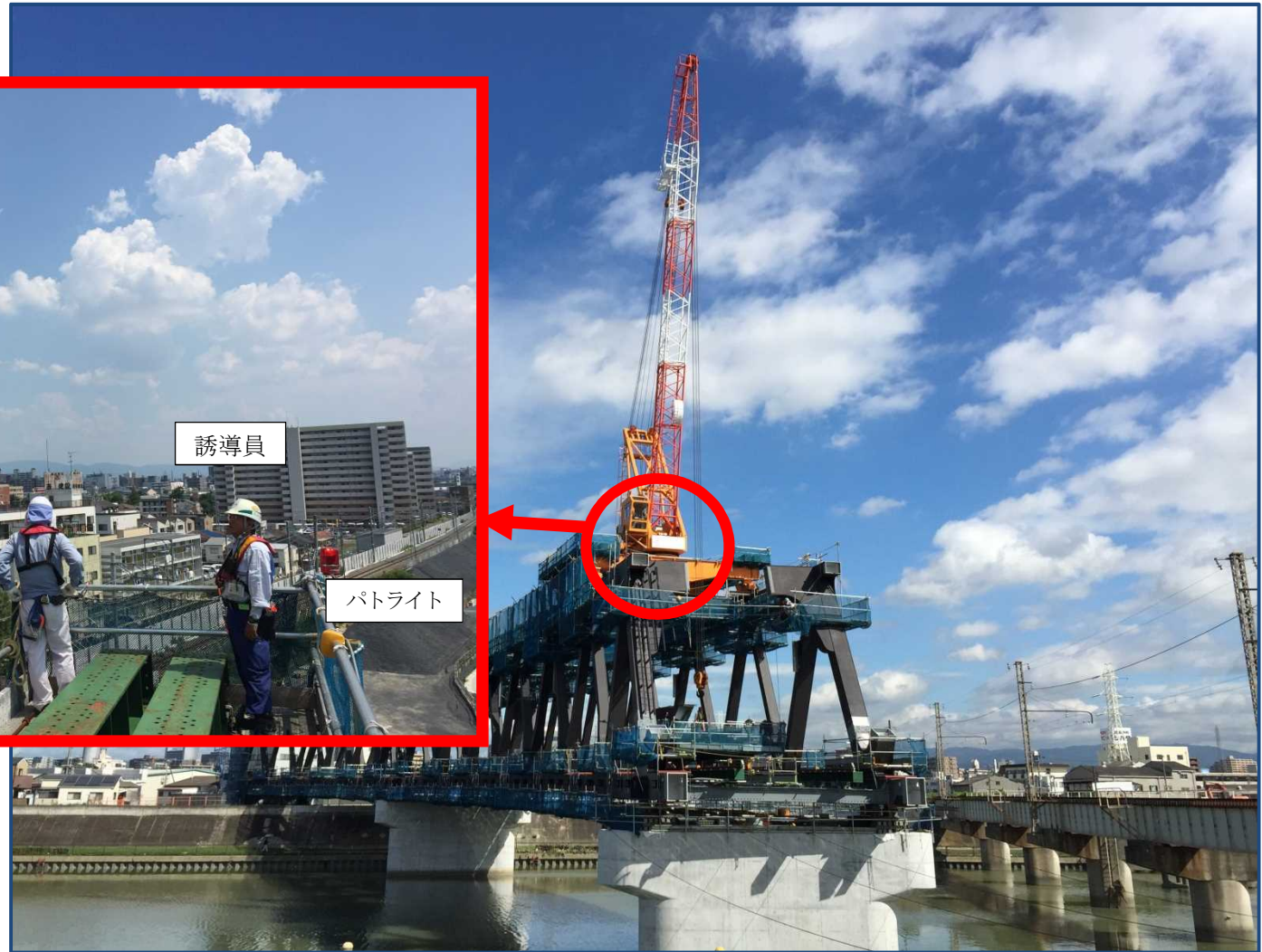


「安全見える化運動」

列車接近合図→笛・回転・無線→クレーン作業一旦停止

①誘導員：近くで笛にて合図、スイッチを押して回転

②運転者：笛と運転席からのパトライト視認と無線で合図確認



『安全見える化運動』



ご清聴ありがとうございました



いのちつなごう
命綱GO よし!



大阪労働局 労働基準部 安全課